

学校づくり」そして「人権尊重の風がみなぎる学校づくり」を推進するために、町内の小中学校、そして八百津高校が参加して実施している行事です。平成26年度から「いじめ」に特化した形として行い、今年度は、3回目を迎えました。一昨年は、「八百津町からいじめを撲滅する宣言」の採択。昨年は、その進捗状況を交流するとともに、全国的に問題となっているネットいじめに焦点をあて、スマートフォン、小中高別に、大事にしている内容を決議いたしました。今年度は、「命の大切さ」「相手を思いやる気持ち」をさらに啓発するために、杉原千畝氏の学習などの交流を行いました。それに加え、ハンナのカバンの翻訳者である石岡史子さんの「杉原千畝氏の功績等の内容」の講演会も実施しました。そこでは、参観された方から、「人権にかかわる各学校の取り組みのよさがいっぱいあった。」「他校の取り組みを学びたい、さらによりよい学校を目指していこうとする姿があった。」「杉原千畝さんの学習の成果を交流する中で、命の尊さや思いやりの気持ちが大切であると強く感じる発言がすばらしかった。」などの感想をいただきました。

八百津町は、人道主義・博愛精神に基づき行動した杉原千畝

氏の生まれた町です。そして、「世界に発信する人権教育推進の町」を合い言葉にして、一人一人が大切にされる町づくりに力を入れています。児童生徒会サミットにより、「子どもたちの誰もが、人にやさしい思いやりの心をもつことにつながれば」と考えています。今後は、課題を焦点化したり、魅力ある企画にするなど「児童生徒会サミット」を一層よりよいものにしていきたいと思えます。

### Q3 ささゆりコンサートへの継続について

#### ささゆりコンサート

**問** ささゆりコンサートは、八百津町の活性化の重要なイベントの一つとなっている。今後継続して行くには、労務と経費などの問題もあるが継続が可能か町の考えを伺う。

**答** (吉田教育課長)

ささゆりコンサートは、ファミリーセンターの利用を促進するために、平成27年度から始めた事業です。また、心豊かな人を育む教育・文化のまちづくりを目標として、地域文化の振興を進めて参りました。

ささゆりコンサートは、平成27年9月から毎月第3金曜日に開催しており、9月16日で11回

延べ来場者約1500名を数え、コンサートは、クラシック音楽からフォークソング、チェロ演奏からハーモニカ演奏など、多彩な内容となっています。会場も主に大研修室をメイン会場とし、開催しています。

ご質問のささゆりコンサートの継続については、経費面では極力抑えさせていただき、何名の出演者でも、わずかな謝礼でお願いしています。会場セッティング、音響、照明等も職員で対応し、会場使用料を無料とし気楽に出演していただけるような機会を設けています。また、鑑賞いただける方にも夕食後にご家族でご来場いただけるよう、無料で午後7時から開催しています。コンサートの継続は、出演者の確保が一番の課題であると思っております。近隣市町村での情報等に注意しつつ、芸達者な方々を見いだしていきたいと考えています。



## 館林久宜 議員

### Q1 災害時の避難及び避難所の立ち上げについて

#### 災害時の避難

**答** (秋松防災安全室長) 避難情報は大きく3つの種類があり、避難準備情報、避難勧告、避難指示の順番に災害の危険度が大きくなっていきます。それぞれの発令基準、内容、町民の皆様にも求める行動については次のようになっています。

#### 【避難準備情報】

**問** 避難準備情報（要援護者避難情報）、避難勧告、避難指示、これらの避難情報は住民のみならず果たして正確に理解・把握されているのか疑問である。行政として、避難情報の発令の基準と避難情報の意味を住民に伝える方策をどのようにしているのか伺う。併せて8月28日に行われた町防災訓練では、巨大地震を想定した職員対象の参集並びに避難所開設訓練を行ったと聞く。実際、巨大地震が発生すれば、多くの職員は庁舎に集まることができないと思われる。そうなった場合、避難所の開設は地域に居住する職員は勿論のこと、地域住民自身が担わなければならない。町では、防災リーダー研修を実施し、多くの住民が研修を受け、町認定の防災リーダーとなっている。いざというときには、こういった防災リーダーが中心となり、避難所立ち上げを行うのが望ましいと考える。職員対象ではなく、地域住民を巻き込んだ避難所開設訓練を実施してはどうか。町の意見を伺う。

大雨警報が発令され、今後の気象状況から避難勧告が発令される可能性が高まった時、また、注意報発令中に深夜から早朝に警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合など、人的被害が発生する可能性が高まっていると判断した場合、発令します。対象は、避難に時間がかかる高齢者、病人、障がい者などの要配慮者で、支援者とともに避難所へ早めの避難をしていただく情報です。また、各戸に配布してある、土砂災害ハザードマップにて土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域いわゆるレッドゾーン・イエローゾーン内に居住の方は、避難準備を開始していただきます。

**【避難勧告】**  
土砂災害警戒情報が発表された場合、また、記録的短時間大雨情報が発表された場合、土砂災害の前兆現象が発見された場合などで、人的被害が発生する可能性がさらに高まっていると判断した場合発令します。対象は、通常の避難ができる方につ